

平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に伴う
「業務方法書の取扱い」等の一部改正について

I. 改正趣旨

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第44号）における「金融商品取引業者等の登録拒否事由の追加¹」を踏まえ、清算参加者の管理を適切に行うため、「業務方法書の取扱い」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

(備考)

○ 報告事項の追加

- ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」における「金融商品取引業者等の登録拒否事由の追加」を踏まえ、清算参加者が当社に報告する事項を追加する。

- ・業務方法書の取扱い第8条第1項第11号及び第11号の2
- ・CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第24条第1項第13号及び第14号
- ・金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第20条第1項第13号及び第14号
- ・国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第7条第1項第16号及び第17号

III. 施行日

2015年5月29日から施行する。

以上

¹ 金融商品取引業等の登録取消処分に係る通知があった日から処分等を決定する日までの間に金融商品取引業等の廃止等の届出をした者等について、当該届出の日から5年を経過しないことを拒否事由に加える。

業務方法書の取扱い等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
2. C D S 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
3. 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表
4. 国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関又は証券金融会社にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>(11)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(12)～(27) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第8条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関又は証券金融会社にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>(11)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(12)～(27) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第24条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(12)の2 (略)</p> <p>(13) 金融商品取引業者にあつてはその役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関にあつてはその役員(CDS取引に関する事業を掌握し又は担当する役員(CDS取引に関する事業を掌握し又は担当する役員が存在しない場合には、CDS取引に関する事業を統括する者)に限る。)が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は同法の規定により罰金の刑を受けた事実(外国の法令上これらに相当する事実を含む。)を知ったとき。</p> <p>(14) 指定親会社の役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(15)～(36) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第24条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(12)の2 (略)</p> <p>(13) 金融商品取引業者にあつてはその役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関にあつてはその役員(CDS取引に関する事業を掌握し又は担当する役員(CDS取引に関する事業を掌握し又は担当する役員が存在しない場合には、CDS取引に関する事業を統括する者)に限る。)が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は同法の規定により罰金の刑を受けた事実(外国の法令上これらに相当する事実を含む。)を知ったとき。</p> <p>(14) 指定親会社の役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(15)～(36) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第20条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(12)の2 (略)</p> <p>(13) 金融商品取引業者にあつてはその役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関にあつてはその役員(金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員(金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員が存在しない場合には、金利スワップ取引に関する事業を統括する者)に限る。)が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は同法の規定により罰金の刑を受けた事実(外国の法令上これらに相当する事実を含む。)を知ったとき。</p> <p>(14) 指定親会社の役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(15)～(36) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第20条 業務方法書第20条に規定する当社が定める場合は、清算参加者について次に掲げる事項が生じた場合とし、当該清算参加者は、当社所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して当該事項を当社に報告するものとする。</p> <p>(1)～(12)の2 (略)</p> <p>(13) 金融商品取引業者にあつてはその役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、登録金融機関にあつてはその役員(金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員(金利スワップ取引に関する事業を掌握し又は担当する役員が存在しない場合には、金利スワップ取引に関する事業を統括する者)に限る。)が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は同法の規定により罰金の刑を受けた事実(外国の法令上これらに相当する事実を含む。)を知ったとき。</p> <p>(14) 指定親会社の役員が金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(15)～(36) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

国債店頭取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第7条 業務方法書第19条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(15)の2 (略)</p> <p>(16) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>(17) 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(18)～(37) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第7条 業務方法書第19条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(15)の2 (略)</p> <p>(16) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法令の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>(17) 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(18)～(37) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>